

## 郡山市情報共有システムの利用に関する実施要領

令和6年3月22日制定

〔財務部契約検査課〕

### （目的）

第1条 この要領は、郡山市（以下、「発注者」という。）が発注する工事及び工事に係る業務委託等（以下、「工事等」という。）における情報共有システム（国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」のうち、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して提供されるシステムをいう。）の利用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事等）

第2条 この要領の対象となる工事等は、次に掲げるもののうちから、受発注者間の協議により決定する。なお、対象とした工事等（以下「対象工事等」という。）については、その旨を当該対象工事等の仕様書等に記載するものとする。

- (1) 土木工事
- (2) 土木に係る業務委託
- (3) 建築及び設備工事
- (4) 建築関係工事に係る業務委託

### （システム利用者）

第3条 情報共有システムを利用できる者は、対象工事等に関係する者のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市から工事等を受注したもの（以下「受注者」という。）
- (2) 受注者に係る監理技術者及び主任技術者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、受発注者の協議により認めたもの  
（費用の計上方法等）

第4条 情報共有システムの費用については、以下のとおりとする。

- (1) 土木工事における費用負担

土木工事の情報共有システム利用に要する費用は、「共通仮設費率（技術管理費）」に含まれるものとする。

- (2) 土木に係る業務委託における費用負担

ア 受発注者間の協議により情報共有システム利用を決定し、利用した場合は契約変更を行うものとする。なお、変更契約する場合の情報共有システム利用料は、請負率の対象とする。

#### イ 積算方法

情報共有システム利用に要する費用は、発注者が定める月額に利用月数を乗じた額とし、「その他直接経費」に計上する。

ただし、測量について単独で発注する場合は、「電子成果品作成費」に計上する。

なお、利用月数は契約工期以内とし、整数とする。

- (3) 建築関係工事における費用負担

ア 受発注者間の協議により情報共有システムの利用を決定し、利用した場合は契約変更を行うものとする。なお、変更契約する場合の情報共有システム利用料は、請負率の対象とする。

#### イ 積算方法

情報共有システム利用に要する費用は、発注者が定める月額に利用月数を乗じた額とし、「共通仮設費」に計上する。

なお、利用月数は契約工期以内とし、整数とする。

(4) 建築関係工事に係る業務委託

ア 受発注者間の協議により情報共有システムの利用を決定し、利用した場合は契約変更を行うものとする。なお、変更契約する場合の情報共有システム利用料は、請負率の対象とする。

イ 積算方法

情報共有システム利用に要する費用は、発注者が定める月額に利用月数を乗じた額とし、「特別経費」に計上する。

なお、利用月数は契約工期以内とし、整数とする。

(工事帳票)

第5条 情報共有システムにより処理する工事帳票のうち、発注者の定める様式を出力できない場合は、福島県が定める様式によるものとする。

(検査)

第6条 この要領における検査については、次の各号のとおりとする。

(1) 現場検査

従来どおりの方法での検査とする。

(2) 書類検査

情報共有システムで処理をした工事帳票及びデジタルカメラで撮影した工事写真については、原則として電子検査（電子データを利用した検査をいう。）によるものとする。

(3) 検査の準備

検査に用いるパソコン等の機器は、原則として受注者が準備し、あらかじめ検査に必要なデータを当該パソコンのハードディスクに保存するものとする。

(電子納品)

第7条 情報共有システムにより取り交わした工事帳票等の電子データについては、発注者が指定する電子媒体により提出すること。

(工事成績評価)

第8条 情報共有システムを利用した工事については、「郡山市工事成績評価要綱」に規定する工事成績評価の創意工夫の項目において加点することができるものとする。

(情報管理)

第9条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から、以下の項目の管理を徹底すること。

(1) ID・パスワードの管理徹底

(2) ウィルス対策の徹底

(3) 工事情報等機密情報の管理徹底

(4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）

(5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

(責任の所在)

第10条 情報共有システムの利用による不具合等が生じた場合は、原則、受注者が責任を負うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。